

【常陽事業者ローンカード規定】

1. (カードの利用)

事業者向け常陽ローンカード（以下「カード」という。）は次の取引に利用することができます。

- (1) 当行のATM（「ATM」とは、現金自動入出金機、現金自動支払機（預金機を含む。）、又は自動振込機（振込を行うことができる預金機を含む。）をいう。以下同じ。）を使用して当座貸越口座に入金する場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）のATMを使用して当座貸越口座から出金する場合。
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」という。）のATMを使用して振込資金を当座貸越口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引を行う場合。

2. (ATMによる入金)

- (1) ATMを使用して当座貸越口座に入金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる入金は、ATMの機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる出金)

- (1) ATMを使用して当座貸越口座から出金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる出金は、ATMの機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先のATMにより出金する場合に、出金金額と後記5. のATM利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）をこえるときは、出金することはできません。

4. (ATMによる振込)

ATMを使用して振込資金を当座貸越口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の画面表示の事項を正確に入力してください。この場合における当座貸越口座からの出金について、払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (各種手数料等)

- (1) 当行および提携先のATMを使用して当座貸越口座から出金する場合には、当行および提携先所定のATMに関する手数料（以下「ATM利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 当行およびカード振込提携先のATMを使用して振込の依頼をする場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (3) ATM利用手数料は、出金時に払戻請求書なしで当該当座貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先のATM利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座貸越口座からの出金時に、払戻請求書なしで当該口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先のATM利用手数料は、当行からカード振込提携

先に支払います。

6. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより当座貸越口座に入金することができます。
- (2) 停電、故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより当座貸越口座から出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による出金を受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードの記名人本人であることを証明する書類等を添えてカードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第(2)項および前項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちにカードローン契約者（以下「本人」といいます。）が当行に届出ください。この届出を受けた場合には、直ちに払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出ください。
- (4) 暗証の変更は当行本支店のATMをご利用ください。これらの届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (5) カードを失った場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (6) カード再発行をする場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当座貸越口座から出金をしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、このカードが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合（法人をのぞく）にも、前項と同様とします。

9. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先またはカード振込提携先のATMを使用した場合の提携先またはカード振込提携先の責任についても同様とします。

10. (解約等)

- (1) 事業者向け常陽ローンカード取引を解約する場合には、カードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることができます。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の適用)

- (1) この規定に定めのない事項については、関連契約および振込規定その他関連取引規定により取扱います。なお、カード振込提携先のATMを使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。
- (2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)